

東京  
都  
監  
査  
委  
員  
会

## 第1 指置の概要

### 1 指置状況

東京都監査委員は、各種監査等で指摘又は意見・要望をした事項について、年2回、指摘等を受けた知事等関係機関（各局等）がどのような措置を行っているか報告を求め、各局等が講じた措置を公表している。

「令和7年監査結果に基づき知事等が講じた措置（第2回）」は、各局等が令和7年4月から同年10月までに講じた措置内容について取りまとめたものである。

表1のとおり、前回令和7年第1回報告（令和7年6月公表）で未改善とされた令和5年及び令和6年の監査における指摘等52件に、今回新規に措置対象となった令和7年定例監査などの指摘等90件を加え、合わせて142件のうち、75件が改善され、残る未改善67件は次回以降に措置される予定である。

### III 次

101

### 公表

○監査の結果に基づき知事等が講じた措置の公表…

…(東京都監査委員会)…

前回未改善 (a)	今回新規分 (b)	今回指置対象 (c=a+b)	今回改善済 (d)	未改善 (e=c-d)
52	90	142	75	67

監査の指摘等に対し知事等が講じた是正・再発防止や改善といった措置のうち、都民に監査を知つていただく上で参考となる主な事例を、3ページ以降に掲げている。

- 公の施設の指定管理業務と委託業務との区分を明確にし、委託料の精算を適正に行わせたもの（令和5年行政監査）
- 建設仮勘定の過大計上について、全件を点検し、自ら発見した案件と併せて適切な処理を実施したもの（令和6年度決算審査）など

今後、各局等には、本報告書に記載されている事例を参考に、適切な内部統制の構築と運用に取り組み、全庁共通して発生し得る誤りや、繰り返し起つて得る誤りについて、実効性ある再発防止又は未然防止の対策を講じることを期待する。

また、こうした措置内容を公表することにより、都の監査に対する都民の理解促進に寄与することができれば幸いである。

令和7年12月23日

東京都監査委員 保坂 まさひろ  
東京都監査委員 中村 ひろし  
東京都監査委員 茂垣 之雄  
東京都監査委員 後藤 靖子  
東京都監査委員 小粥 純子

(表2) 監査種別ごとの措置状況

(単位:件)

監査実施年	監査種別	監査実施期間	結果内訳	指摘等件数A	前回までに改善済B	今回措置対象C=A+B	今回改善済D	未改善C-D
令和5年	財政援助団体等	令和5.9.4～	指摘 意見・要望 計	48 2	47 2	1 1	—	1
	監査	令和6.2.1～	指摘 意見・要望 計	50 16	49 12	1 4	—	1
	行政監査	令和5.9.4～	指摘 意見・要望 計	20 36	17 29	3 7	7	—
令和6年	定例監査	令和6.1.5～	指摘 意見・要望 計	58 5	52 4	6 1	6	—
	工事監査	令和6.9.5～	指摘 意見・要望 計	63 22	56 20	7 2	2	—
	財政援助団体等監査	令和6.9.9～	指摘 意見・要望 計	40 2	15 2	5 1	2	—
令和7年	行政監査	令和7.1.30～	指摘 意見・要望 計	42 5	15 1	6 3	21 1	—
	前回未改善	～	指摘 意見・要望 計	192 30	152 18	40 12	18 10	2
	定例監査	令和7.1.7～	指摘 意見・要望 計	222 11	170 11	52 6	28 5	24
令和7年	公営企業各会計決算審査	令和7.9.4～	指摘 意見・要望 計	65 1	66 1	34 1	32 —	2
	各会計歳入歳出決算審査	令和7.7.7～	指摘 意見・要望 計	23 23	23 23	12 12	11 11	—
	今回新規分	～	指摘 意見・要望 計	90 23	79 79	47 41	43 38	—
合計	合計	～	指摘 意見・要望 計	312 41	170 18	142 23	75 16	67 7

## 2 主な措置事例

監査の指摘等に対し知事等が講じた是正・再発防止や改善といった措置の中から、① 経費の節減や収入の確保につながったもの、② 都民サービスの改善に直結するもの、③ 都民の安全・安心の確保に資するもの、④ 事務執行上の課題が大きいものなど、都民に監査を知っていたら上で参考となる事例を選定している。

公の施設の指定管理業務と委託業務との区分を明確にし、委託料の精算を適正に行わせたもの【①関連】

p. 15 産業労働局 No. 2 (令和5年行政監査)

## 指摘の概要

局は、多摩産業交流センターにおいて公の施設の指定管理業務を指定管理者に行わせるとともに、センター共用部分の管理運営等をこの指定管理者に委託している。これらの業務の経理状況及び履行状況を確認したところ、指定管理業務と委託業務の区分経理が不適切であった。

このため、指定管理者に区分経理の適正化を求めるとともに、局に業務区分の明確化や指定管理者への指導徹底を求めた。

局は、令和4年度の指定管理業務・委託業務の精算額を確定し、指定管理者から令和6年度末までに2,000万円の返還を受けた。

また、指定管理者に行わせる指定管理業務と委託業務とを明確に区分し、令和7年度の管理運営実施計画に反映するとともに、委託業務については仕様書にも業務内容を明確に記述し、指定管理者への周知・指導を徹底した。

措置の概要

## 土地の用途の認定を修正の上、更正後の税額で納付を受けたもの【①関連】

p. 54 主税局 No. 34 (令和7年定期監査)

## 指摘の概要

固定資産税等の課税軽減措置の対象となる小規模住宅用地の認定について見たところ、用途認定の前提となる家屋の利用状況が、居住用から旅館又は店舗・事務所に変更されているものがあった。

これは、局が土地の利用状況の変更を把握できず、小規模住宅用地の認定をしたままでいたものであり、その結果、課税不足が生じていた。

そこで、実際の土地の利用状況に応じ、用途の認定を適正に行うよう求めた。

## 措置の概要

局は、これらの土地の認定を非住宅用地に修正し、課税不足となっていた固定資産税等318万円を賦課徴収した。

また、旅館業の許可を受けている施設の敷地に対する取扱いを都税事務所に改めて周知するとともに、各都税事務所への巡回事務指導で適正な認定を行うよう指導するなど、再発防止の徹底を図った。

## 災害用備蓄品が不足することのないよう、契約を見直すとともに、更新計画を作成することとしたもの【②・③関連】

p. 45 総務局 No. 26 (令和6年行政監査)

## 意見・要望の概要

局は、帰宅困難者を入れるための都立一時滞在施設に、3日分の飲料水や食料等の備蓄品を配備し、その期限到来分の備蓄品も局が提供している。

しかしながら、一部の食料については、龍登半島地震の影響により、例年より納品予定が遅くなったり、備蓄分の回収から新規納品まで約3か月間備蓄品が不足する状態が生じていたことから、発災時に備蓄が不足することのないよう、計画的に更新するよう要望した。

## 措置の概要

局は、災害用備蓄品の更新に当たり、購入及び搬送契約を備蓄品の期限に応じて締結し、各都立一時滞在施設で回収と納品を同時に完了できるよう見直し、これにより、効率的かつ有効な備蓄品の更新を実現した。

また、令和8年度までの更新計画を策定し、各種契約スケジュール等を明記するとともに、毎年度、計画を更新していくこととした。

## インフレスライド条項に基づく全ての契約変更申請に対し適切な契約変更を実施し、併せて制度の周知徹底及び適正運用を図ったもの【④関連】

p. 32 水道局 No. 16 (令和6年工事監査)

## 指摘の概要

局は、長期にわたる給水所の築造工事を行っており、これまで受注者から急激な物価変動に対応するインフレスライド条項に基づく契約金額の変更請求を4回受けているが、これらを工期末にまとめて行うこととしていた。

制度の趣旨を踏まえ、受注者から契約金額の変更請求を受けた場合には、都度、契約変更を行う必要があることから、手続を適切に行うよう求めた。

## 措置の概要

局は、当該工事で受注者から当該条項に基づき行われた全ての契約金額変更請求に対し、適切な契約変更を実施し、履行を確認した部分の支払を完了した。

また、今後は、受注者と協力して速やかな契約変更を行うため、当該部における受注者との初回打合せで当該条項について書面により説明し、確認するとともに、制度の趣旨を継続的に周知徹底することとした。

## 工事（契約）変更手続について、P.T.や研修で指摘事例を取り上げ、制度理解の促進と再発防止を図ったもの【④関連】

p. 69 港湾局 No. 47 (令和7年定期監査)

## 指摘の概要

都工事施行規程では、二会計年度以上にわたる工事の工期末を含まない年度は、重要な変更を除き、年度末までに一括して工事（契約）変更することができる。

局は、令和5年度から同7年度にかけて旧晴海鉄道橋の遊歩道化工事を契約しており、本件契約を見たところ、令和6年6月と同年11月に鋼材数量を変更したにもかかわらず、令和6年度末までに契約変更手続をしていなかった。

そこで、契約変更手続を適正に行うよう求めた。

## 措置の概要

局は、「局違算等再発防止対策検討P.T.」や監査結果説明会で本事例を取り上げ、局全体で本事例の再発防止の周知徹底を図った。

また、工事監督者向け研修の資料に契約変更手続を追加し、広く関係部署職員をこの研修に参加させることで注意喚起を行い、再発防止の徹底を図った。

**建設仮勘定の過大計上について、全件を点検し、自ら発見した案件と併せて適切な処理を実施したもの【④関連】**

**指摘の概要**

p. 86 下水道局 No. 63 (令和6年度公営企業各会計決算審査)

令和6年度末における建設仮勘定の内訳を見たところ、平成26年度の施設廃止により固定資産の除却処理を行い費用計上すべきであったポンプ所の構造物撤去や建物解体に係る費用を建設仮勘定に計上していた。

そこで、建設仮勘定の計上を適切に行うよう求めた。

**措置の概要**

局は、建設仮勘定全件について類似案件の有無を点検した結果、他の施設でも誤りがあったため、これら2施設に係る建設仮勘定について必要な固定資産の除却処理を行うとともに、令和7年度の固定資産除却費として計上した。

また、本事例を踏まえ、適正な執行科目について局内周知を行い、今後の事務処理の適正化を図った。

**第2 通知の内容**

**1 是正・改善措置等の概要**

今回、各局等から措置を講じた旨の通知があった事項（改善済事項）の措置区分別件数（措置区分が複数含まれるものについては該当する措置区分を全て計上）は、表3のことである。

事務処理等の改善など、是正・改善措置63件、ルール・体制の構築など、再発防止の取組88件、合計151件の改善措置が講じられた。

(表3) 監査種別ごとの措置区分別件数

監査実施年 監査種別	1 是正・改善措置				2 再発防止の取組				合計
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
令和5年 行政監査	-	-	-	6	6	-	-	1	7
	1	-	-	6	7	-	1	2	-
定例監査	-	3	-	1	4	-	2	1	-
	-	4	-	2	6	-	3	1	9
工事監査	-	-	-	1	1	-	-	-	1
	-	-	-	1	1	-	-	1	2
令和6年 財政援助 団体等監 査	-	1	-	1	2	2	-	1	4
	-	1	1	1	3	2	-	2	6
行政監査	-	1	-	4	5	-	-	-	1
	-	1	-	5	6	-	-	-	3
定例監査	10	-	-	14	24	-	1	4	5
	11	-	1	15	27	-	2	18	46
令和7年 公営企業 各会計決 算審査	-	-	1	-	1	-	-	-	1
	-	-	1	-	1	-	-	-	1
各会計歳 入歳出決 算審査	-	-	8	-	8	-	-	1	3
	-	-	12	-	12	-	-	8	9
合計	10	5	9	27	51	2	3	8	112
	12	6	15	30	63	2	6	32	488
									151

(注1) 措置区分の具体的な事項は、別添のとおり

(注2) 上段（網掛あり）：措置区分のうち主なものを一つ選定した場合の数値  
下段（網掛なし）：措置区分が複数含まれるもの全て選定した場合の数値

## (別注) 指置区分の具体的な事項

指置区分		主な事項
1 是正・改善措置		
ア 返還・戻入等		過大交付した補助金、過大支出した契約代金等が返還されたもの 都税、使用料等の債権を追加徴収したもの
イ 財産・物品管理		土地・建物、物品等の管理状況を改善したもの 土地・建物、物品等の占用・使用許可手続を是正したもの 工作物、設備、物品等を修理・交換したもの
ウ 会計処理		決算関係書類の計数を修正したもの 財産に関する調書への登載誤りを修正したもの 勘定登録されていなかった戻入を適正に処理したもの 科目又は年度を誤って戻出処理したもの
エ 事務処理等		法令等に基づいた事務手続に是正したもの 契約中の工事、事業内容等を是正したもの マニュアル等に基づいた債権管理を行いうよう是正したもの 事務処理等をより効果的・効率的な内容に改善したもの
2 再発防止の取組		
ア 要綱等の制定・改正		要綱、指針、基準等を新たに制定・改正したもの
イ 契約・仕様等の見直し		関連又は類似の契約に係る工事、事業内容等を是正したもの 特記仕様書等への記載事項を見直したもの 報告書等の様式を改めたもの
ウ ルール・体制の構築		事務処理ルール、マニュアル等を改善又は新たに構築したもの 委員会、プロジェクトチーム等を新たに設置したもの 情報共有・チェック機能を強化したもの
エ 研修等の実施		関係職員に對し研修を実施したもの 関係職員を既存の研修に参加させたもの 会議、通知等により監査結果を周知し、再発防止を注意喚起したもの

## 2 指置通知の一覧

監査結果に基づき、今回、知事等から受けた指置通知の一覧は、表4のとおりであり、貢欄記載のページに、監査結果の要約及び講じた措置の概要を掲載している。なお、表4及び個別の概要にある「事項」のうち意見・要望事項には「※」を付けている。

また、表4及び個別の概要にある「指置区分」は、8ページ別注の番号記号に対応しており、指置区分のうち主なものには「◎」を、その他、該当するものには「○」を付けている。

さらに、指置区分が2(再発防止の取組)にのみ該当するものについては、指摘等に係る契約等は既に終了しているため、今後、同一又は類似の事業、工事等を実施する際の再発防止策を講じたものである。

(表4) 指置通知一覧

番号	対象局(団体)	事項	指置区分					
			1	2	3	4	5	6
令和5年行政監査								
1	産業労働局(公益財団法人東京都中小企業振興公社)	人東京都中小企業振興公社に於ける被松町館及び台東館の管理運営業務の整理及び契約について適正化を図るべきもの			○	○		13
2	産業労働局(多摩産業交流センター)	多摩産業交流センターにおける指定管理制度及び業務委託の適正化を図るべきもの	○		○			15
3	産業労働局	指定管理者制度の目的に沿った制度運用を行うべきもの		○			○	16
4	財团法人東京都スポーツ文化事業団(ブルーフィールド)	スポーツ推進本部(公益財団法人東京都スポーツ文化事業団)※本室の利用促進について		○	○			18
5	産業労働局(公益財団法人東京都中小企業振興公社)	産業労働局(公益財団法人東京都中小企業振興公社)※利用者サービスの検証・分析の取組について		○			○	19
6	産業労働局	一指掌管共同企業体※インターネット接続サービスの提供について		○			○	20
7	建設局(公益財団法人東京都公営団地)リード・ソフト面からのバリアフリーリーの取組について	※インターネット接続サービスの提供について		○			○	21
令和6年定期監査								
8	福祉局	福祉サービス第三者評価委託契約に係る仕様内容の見直しを行いうべきもの			○		○	22
9	中央卸売市場	卸連事業者の内装等に起因する卸設施の不具備等について指導すべきもの	○			○	○	23
10	交通局	支障物に向けた移設工事計画の効率的に行なべきもの			○		○	24
11	教育庁	(災害用備蓄品について) 非常災害時に備蓄機器を確実に使用できるよう機器の点検及び燃料の更新等を適切に行なべきもの	○	○	○		○	25
12	教育庁	非構造部材委託点検を適切に実施し異常箇所への対応を速やかに行なべきもの	○		○	○	○	26

番号	対象局(団体)	事項	措置区分			
			1		2	
			頁	ア イ ウ エ ア イ ウ エ	ア イ ウ エ ア イ ウ エ	頁
13	教育庁	(非構造部材目) 設定について 非構造部材目 設定について実施し異常箇所への対応を適切に行うべきもの	○	○	○	28
14	保健医療局	※(看護師等登録料について) 看護師登録料の回収に向けた取組の強化について	○	○	○	30
令和6年工事監査						
15	水道局	建築基準法に基づき確認を受けた申請図に適合するよう設計図書を適切に作成し工事に施工すべきもの	○	○	○	31
16	水道局	工事請負契約におけるインフレリスク条項の適用に係る手続を適切に行うべきもの	○	○	○	32
令和6年財政援助団体等監査						
17	財團法人東京マラソン財団	(財務) 係る事務の統制について 財務による経費の支払を行わないよう業務の手順を改めるべきもの	○	○	○	34
18	財團法人東京マラソン財団	スボーツ推進本部(一般協賛品について)規程を定めるとともに仕組管理を適正に行うべきもの	○	○	○	36
19	財團法人東京マラソン財団	(会計的な事業の実施について) ONE TOKYO のランニングイベントを計画的に行うべきもの	○	○	○	37
20	財團法人東京マラソン財団	スポーツ推進本部(一般協賛品について)規程を定めるとともにオランジン(一般協賛品について)規程を定めべきもの	○	○	○	38
21	産業労働局(公益財團法人東京労働局)	産業労働局(公益財團法人東京労働局)の運営を適切に行うべきもの	○	○	○	39
22	企業団体中央会	産業労働局(公益財團法人東京労働局)の運営を適切に行うべきもの	○	○	○	40
令和6年行政監査						
23	教育庁	ケア・コミッショナーを平時から選任すべきもの	○	○	○	42
24	教育庁	被災因難者等の手続きを適切に行うべきもの	○	○	○	43
25	総務局	※(時滞在施設を含む)学校の防災拠点としての取組について 組についての取組について	○	○	○	44
26	総務局	※(備蓄品について) 備蓄品の更新について	○	○	○	45
27	総務局	※(時滞在施設に対する情報提供などの支援の実施について) 時滞在施設を含む学校の防災拠点としての取組について	○	○	○	46
28	教育庁	教育庁の取組を支援することについて	○	○	○	47
令和7年定期監査						
29	総務局	交通誘導員を適切に配置させるとともに道路除草委託契約について書面による協議を適正に行うべきもの	○	○	○	49
30	総務局	契約を適切に行うべきもの	○	○	○	50
31	デジタルサービス局	契約を適切に行うべきもの	○	○	○	51
32	主税局	小規模住宅用地の認定について 小規模住宅用地の認定についての取組を適正に	○	○	○	52
33	主税局	小規模住宅用地の認定について 小規模住宅用地の認定についての取組を適正に	○	○	○	53
34	主税局	建物の用途に応じて小規模住宅用地の認定を適正に行うべきもの	○	○	○	54
35	主税局	建物の用途に応じて小規模住宅用地の認定を適正に行うべきもの	○	○	○	55
36	主税局	主税局の登記家屋の固定資産税等の課税を適正に行うべきもの	○	○	○	56
37	主税局	未登記家屋の固定資産税等の課税を適正に行うべきもの	○	○	○	57
38	主税局	未登記家屋の固定資産税等の課税を適正に行うべきもの	○	○	○	58
39	主税局	増額に係る課税を適正に行うべきもの	○	○	○	59
40	環境局	規制するUR-L等について十分に確認を行った上で、パンフレットを作成すべきもの	○	○	○	60
41	福祉局	モルタル補修工事等に係る契約手続を適正に行うべきもの	○	○	○	61
42	福祉局	理容師手続を適切に行うべきもの	○	○	○	62
43	保健医療局	医療困窮者自立支援事業委託契約に係る品管機器等に係る機器の管理を適切かつ効果的に行うべきもの	○	○	○	63
44	産業労働局	授業料に係る滞納債権の催告を行うべきもの	○	○	○	64
45	中央卸売市場	市場施設の運営等に係る例外的な取扱いを行うべきもの	○	○	○	65
46	建設局	道路通報システムの運用について 機器の取扱いについて	○	○	○	66
47	港湾局	港湾工事に係る工事実績を適正に行うべきもの	○	○	○	67
48	交通局	検査を行うべきもの	○	○	○	68
49	水道局	埠頭等作業指⽰及作業許可手続を適正に行うとともに、受託者及び会社を指導すべきもの	○	○	○	69
50	水道局	埠頭等工事に係る検査を適正に行うとともに、会社に対して適切に指導すべきもの	○	○	○	70
51	水道局	水道料金下水道料金減額申請の届出に係る事故(管)と維持補修工事に係る検査を適正に行うべきもの	○	○	○	71
52	下水道局	施工前工事依頼を行うとともに、適切な所属年度による工事代金を支払うべきもの	○	○	○	72
53	下水道局	道路使用許可手続及び交通誘導器具の配置を適正に行うよう指導すべきもの	○	○	○	73
54	下水道局	モバイルデータ上に当たり需要を調査し使用状況を監査すべきもの	○	○	○	74
55	教育庁	モバイルデータ上に当たり需要を調査し使用状況を監査すべきもの	○	○	○	75
56	教育庁	被験管理を行なうべきもの	○	○	○	76
57	子供家庭医療室	ガドリウムの記載を見直すとともに給与返納手続を適切に行なうべきもの	○	○	○	77
58	デジタルサービス局	※各報告書における事業の実施内容の表記について ※機器機能について	○	○	○	78
59	交通局	※資本の運営による募集の状況について	○	○	○	79
60	交通局	※資本の運用による募集の状況について	○	○	○	80
61	交通局	※専門店舗について ※専門店舗について	○	○	○	81
62	教育庁	※部活動に係る募集の状況について	○	○	○	82
63	教育庁	※部活動に係る募集の状況について	○	○	○	83
64	教育庁	※部活動に係る募集の状況について	○	○	○	84
65	教育庁	※部活動に係る募集の状況について	○	○	○	85

番号	対象局（団体）	事項	措置区分		頁
			1	2	
令和6年度公當企業各会計決算審査					
63	下水道局	建設仮勘定を適正に計上すべきもの	○	○	86
令和6年度各会計歳入歳出決算審査					
64	総務局	債権が過大計上となっているもの	○	○	87
65	デジタルサービス局	出資による権利が登載漏れとなっているもの	○	○	87
66	生活文化局	債権が過大計上となっているもの	○	○	88
67	福祉局	調定額及び収入未済額が過小計上となっているもの	○	○	88
68	産業労働局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの	○	○	89
69	産業労働局	出資による権利が過大登載となっているもの	○	○	89
70	産業労働局	出資による権利が登載漏れとなっているもの	○	○	90
71	建設局	物品が過大登載となっているもの	○	○	90
72	港湾局	建物が過大登載となっているもの	○	○	91
73	港湾局	建物が登載漏れとなっているもの	○	○	92
74	教育庁	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの	○	○	92
75	警視庁	収入未済額が過大計上となっているもの	○	○	93

3 講じた措置の概要 〔令和5年行政監査〕	
番号	対象局（団体）
1	浜松町館及び台東館における管理運営業務の経理状況及び履行状況について見たところ、次のとおり、適正でない点が認められた。
2	<p>a 指定管理業務の経理のとおり、適正でない点が認められた。</p> <p>① 事業収支における経理が明確かつ適正でないことに起因して事業収支の妥当性が確認できない。</p> <p>② 事業区分して計上され定められたが、支出には自主事業区分されれて計上されない、</p> <p>③ 自動販売機などの自主事業に要する電気料について、子メーターを設置して業負担分が不明であるとしれないことなどから自主事業負担せず、指定管理業務の経費により支出している。</p> <p>指定管理者への業務委託契約書等と委託契約書を記載した。また、令和6年度の委託契約に係る履行状況の確認、概算払による委託料の交付、精算を適正に行った。</p> <p>イントーネット接続サービスの提供は指定管理者が自主事業で行うこととした。【2-2】</p>
3	<p>b 浜松町館及び台東館の管理運営業務の経理と契約について適正化を図るべきもの</p> <p>① 仕様書には、業務内容や実施時期に係る具体的な記載がない、</p> <p>② 契約書において事業実施計画書等に基づき履行するものとし、事業実施計画書等と委託元了報書の内容が相違しており、また、局は、事業実施計画書等を変更したところが、変更が確認できない。</p> <p>③ インターネット設備の入替えについては、実施内容及び協議内容が不明であることから、主事業により有料で提供しているインターネット接続サービスに係る費用負担との区分や、業務委託経費負担とすることの妥当性が確認できない、（次頁へ続く）</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
1	産業労働局(公 益財団法人東 京都中小企業 振興公社)	浜松町館及び 台東館の管理 業務の経理及 び契約について 適正化を図る べきもの	(前項から) ④ 概算払による業務委託契 約額の支払については、委 託金の支払に起因して、委 託金の執行状況 更などが四半期の執行 報告及び次期予要額に反映 されておらず、履行確認が 行えないことから、精算書 の計算基礎が不明である 指定管理業務については、局 が、経理状況等を正確に把握し、 区分経理や、収支に関する帳簿 及び関係書類を備えて明確かつ 適正な監査を行いうよう、指定管 理者を指導する必要がある。 業務委託については、都の契 約関係規程に基づき、委託業務 内容の履行の担保及び仕様書等 に記載した履行状況等の検証が できるよう、適正化を図り、概算 払による委託料の交付及び精算 を厳正に行う必要がある。 浜松町館及び 台東館の管理 業務の経理及 び契約に ついて適正化 を図るべきも の	浜松町館及び 台東館の管理 業務の経理及 び契約に ついて適正化 を図るべきも の
2	アイウエアイウエ	○○	1 2	
3				

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
			措置区分	
3	産業労働局	a 年度計画の承認	浜松町館、台東館及び多摩産業交流センターにおいて、指定管理者制度に関する指針に基づいた制度運用となっているか見直されたところ、適切でない点が認められた。	誤りの発生原因は、指定管理者による理解不足、及び局による年度計画・事業報告書などの確認、検証が不十分であったことにあらわれた。
		b 事業計画の内容	指定管理者が承認した年度計画について、内容が適切でないにもかかわらず、局はこれを承認している。 ① 事業の項目や経費区分の記載となっており、事業計画に基づき年度ごとに和6年度の年度計画・具体的な内容を確認し、事業報告書について通知し、併せて指導を行った。 ② 事業計画の内容に変更がある場合は、年度計画において反映させることとなるが、変更内容が分からるものとなっていない	局は、令和6年3月6日付通知文及び同年6月7日付通知文により、指定管理者に対する年度計画・事業報告書の適正な作成について通知し、併せて指導を行った。 局は、指定管理者が提出した令和6年度の年度計画・具体的な内容を確認し、事業報告書についてこれらに則じた内容であることを明確に記載させていることを確認した。指定管理者は、令和5年度及び令和6年度の事業収支において、指定管理者の事業費と自事業費の区分を適正に行うとともに、自主事業の内容と支出が明確に記載されていることを確認した。
		c 事業報告書の確認	事業報告書について、次のみであるため、自主事業の内容の詳細が分からない ① 事業の計画について、次のように、内容に不備があるにもかかわらず、局はこれを承認している。 ② 自主事業の支出が計上されおらず、費用負担が分からない	事業報告書の確認について、事業報告書について、次のみであるため、自主事業の内容の詳細が分からない ① 年度計画が適切なものとなっていないことから、報告された事業実績が適切であるか確認できない、 (次頁へ続く)

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要	
番号	措置区分				
1	2				
アイウエアイウエ	◎	※茶室の利用促進について	武道館における茶室の利用状況は、令和元年度以前は1.0%から2.0%程度と低く、コロナに見舞われた令和2年度以降は、1.0%にも満たない状況である。利用者についても1団体のみが主に利用している状況である。ところで、令和4年1月に都が公表したレガシービジョンは、武道館の戦略的活用として、「日本文化を伝えるスポーツ文化の展開(茶室なども活用)」と記載され、武道ツーリズムなど」と記載され、武道館が、監査日現在、武道館のホームページ等には、この事業について広報されていないことが認められた。これらのことで、茶室の利用促進について、局及び指定管理者に確認したところ、レガシービジョンを受けて、日本文化の紹介と武道の受け手野拡大を図る「武道&茶道体験事業」の実施を検討しているとしている。茶室について、広報も含め早期の検討が有用と考えられる。局及び指定管理者は、茶室がある武道館の強みを活かし、茶室の利用促進について、広報も含め早期の検討を進めることが望まれる。	本件は、茶室の利用率が低い中で、利用促進に向けた対策が不十分だったものである。指定管理者は、令和7年3月28日に外国人を対象に、武道ツアーウォーキングとして、武道館周辺の観光と合わせて、武道の精神性を伝えるオリエンテーション」と剣道・弓道・茶道の体験会を実施した。【1-エ】また、スポーツのイベントで、近畿大学の茶道サークルと協力して茶道体験会を実施した。今後も、茶室が武道文化である近隣高校や足立区とも連携を図り、継続して利用促進に取り組んでいく。【1-エ】この他、茶室の利用促進を図るために、茶道の利用に加え、日本に伝統文化である囲碁・将棋等を購入し、囲碁・将棋の利用を促すチラシの館内掲示や広報誌(SUSIE SPORTS Vol.8)にも広告を掲載する等、広報を強化した。【1-エ】	
4	スポーツ推進団法人東京都スポーツ文化事業団グループ	※茶室の利用促進について	本部(公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ)	武道館における茶室の利用状況は、令和元年度以前は1.0%から2.0%程度と低く、コロナに見舞われた令和2年度以降は、1.0%にも満たない状況である。利用者についても1団体のみが主に利用している状況である。ところで、令和4年1月に都が公表したレガシービジョンは、武道館の戦略的活用として、「日本文化を伝えるスポーツ文化の展開(茶室なども活用)」と記載され、武道ツーリズムなど」と記載され、武道館が、監査日現在、武道館のホームページ等には、この事業について広報されていないことが認められた。これらのことで、茶室の利用促進について、局及び指定管理者に確認したところ、レガシービジョンを受けて、日本文化の紹介と武道の受け手野拡大を図る「武道&茶道体験事業」の実施を検討しているとしている。茶室について、広報も含め早期の検討が有用と考えられる。局及び指定管理者は、茶室がある武道館の強みを活かし、茶室の利用促進について、広報も含め早期の検討を進めることが望まれる。	本件は、茶室の利用率が低い中で、利用促進に向けた対策が不十分だったものである。指定管理者は、令和7年3月28日に外国人を対象に、武道ツアーウォーキングとして、武道館周辺の観光と合わせて、武道の精神性を伝えるオリエンテーション」と剣道・弓道・茶道の体験会を実施した。【1-エ】また、スポーツのイベントで、近畿大学の茶道サークルと協力して茶道体験会を実施した。今後も、茶室が武道文化である近隣高校や足立区とも連携を図り、継続して利用促進に取り組んでいく。【1-エ】この他、茶室の利用促進を図るために、茶道の利用に加え、日本に伝統文化である囲碁・将棋等を購入し、囲碁・将棋の利用を促すチラシの館内掲示や広報誌(SUSIE SPORTS Vol.8)にも広告を掲載する等、広報を強化した。【1-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
1	2	3	4	5
アイウエアイウエ	◎	産業労働局(公 益財団法人東 京都中小企業 振興公社、多摩 産業交流セン ター指定管理 共同企業体)	<p>浜松町館、台東館及び多摩産業交流センターの各指定管理者が行っている利用者アンケート調査等の利用者サービスの検証・分析の取組について見えたところ、次のような状況が認められた。</p> <p>a 3施設とも、アンケート調査の対象は、イベントや会議の主催者である施設の利用申込者等であり、イベントや会議のために本施設に来館した利用者を含めていない。</p> <p>b 多摩産業交流センターでは、アンケート調査実施方法は、メールによりアンケートを送付しメールでの返送を求めるものであり、令和6年7月より二次元コードによるアンケートを、多摩産業交流センターにおいて開始した。【1-エ】</p> <p>c 浜松町館では、指定管理者が令和6年1月26日に意見箱の設置を向上させるため、局と協議の上、令和6年7月より二次元コードによるアンケートを、多摩産業交流センターにおいて開始した。【1-エ】</p> <p>※利用者サービスの検証・分析の取組について、各指定管理者は、アンケート調査の対象の拡大など、利用者サービスの検証・分析について、より一層の取組が望まれる。</p> <p>調査の対象の拡大など、利用者サービスの検証・分析について、より一層の取組が望まれる。</p> <p>調査の対象は、イベン</p>	<p>指定管理者は、産業貿易センターハウス浜松町館及び多摩産業交流センターにおいて、全ての施設利用者を対象としたアンケート調査等の利用者サービスの検証・分析の取組について見えたところ、次のような状況が認められた。</p> <p>a 3施設とも、アンケート調査の対象は、イベン</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
措置区分	監査結果の要約		講じた措置の概要	
6	浜松町館、台東館及び多摩産業労働局	※インターネット接続サービスの提供について	浜松町館、台東館及び多摩産業労働局では、各指定管理者が、事業計画書において、自ら大容量通信を利用とするインターネット接続サービスを行なうことを提案し、イベントや会議の主催者等から、大容量通信を利用とするインターネット接続設備の利用希望がある場合は、有料又は無料で提供する事業を実施している。このインターネット接続サービスの提供について見たところが、施設設備においてインターネット接続設備の整備を行なっており、各指定管理者は、このインターネット接続設備を利用し、自主事業としてインターネット接続サービスを行なうに当たって、フローバイダ契約を締結するなどして、有料又は無料にて利用者に提供していることが認められた。また、イベント等のデジタル配信やオンライン会議等の推進とともに、社会経済情勢の変化を踏まえると、本施設におけるインターネット接続の必要性は高まっている。また、利用者アンケートにおいて、インターネット接続サービス無料化の要望もある。しかしながら、現在は、局が本施設に必要な設備として、インターネット接続設備を行なっているにもかかわらず、その設備の利用については、指定管理者の自主事業としての提案に委ねられている状況である。このため、指定管理者からの提案がなければ、利用者が当該サービスの提供を受けられない可能性や、局が整備したインターネット接続サービスが利用者に使われない可能性がある状況となっている。局は、インターネット接続サービスが利用者に的確に提供されるよう、自主事業で行なう場合の条件整備や指定管理業務での実施など、当該サービスの提供の取扱いについて、検討が望まれる。	局は、各所のインターネット接続サービスを自主事業で行なうこととし、利用者に的確に提供されるよう、次期指定期間で管理者募集を実施する。また、7年7月30日から公募を開始した。募集要項等の中では、インターネット接続サービスを利用希望者が確実に利用できるよう局と協議の上、指定管理業務に付随する業務として行なうこと、実施に当たっては予め事業実施計画書に記載して局に提出し、利用条件等について局の確認を得ることを明記した。【1-エ】
	産業労働局	1	2	
		アイウエアイウエ	◎	

## [令和6年定例監査]

対象局 (団体)		事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
番号	措置区分			
8	北療育医療センターは、福祉サービス第三者評価を委託契約により行っている。	北療育医療センターは、福祉サービス第三者評価を委託契約の利用者調査について、仕様書の内容を実際の業務内容に合わせて見直し、令和7年度契約を令和7年7月に締結した。【2-イ】	北療育医療センターは、福祉サービス第三者評価を委託契約の利用者調査について、仕様書の内容を実際の業務内容に合わせて見直し、令和7年度契約を令和7年7月に締結した。【2-イ】	契約事務においては、仕様書において利用者全数の保護者に対する調査票等を郵送により回収するものと定められている。このうち利用者調査については、仕様書において利用者の認識不足である。
9	大田市場は、毎年度、消防法に基づき消防設備点検を行い、不良箇所については別途補修工事により改修している。また、市場は関連事業者に対し、関連機械を内装等がない機体だけの状態で使用可し、事業に必要な内装等は関連事業者が整備している。	大田市場は、毎年度、消防法に基づき消防設備点検を行い、不良箇所については別途補修工事により改修している。また、市場は関連事業者に対し、関連機械を内装等がない機体だけの状態で使用可し、事業に必要な内装等は関連事業者が整備している。	大田市場は、対象となるスクーラー設備4件のうち2件については、不良状態を早急に改修するため、場が令和6年3月に改修を行った。残る2件については、不良状態を令和6年10月に改修が完了していることを確認した。	工事を行った。また、市場は、関連事業者に改修の指導を行ったもの、前使用者が消防設備等を改修したことの事実関係を確認できず、原団者であることは特定できなかった。また、総務局へ報告すると、関連事業者の内装等により不良となる場合が多い。そこで、関連事業者が内装等により不良となる場合が多い。そこで、関連事業者が内装等により不良となる場合が多い。

対象局 (団体)		事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
番号	措置区分			
9	大田市場は、毎年度、消防法に基づき消防設備点検を行い、不良箇所については別途補修工事により改修している。また、市場は関連事業者に対し、関連機械を内装等がない機体だけの状態で使用可し、事業に必要な内装等は関連事業者が整備している。	大田市場は、対象となるスクーラー設備4件のうち2件については、不良状態を早急に改修するため、場が令和6年3月に改修を行った。残る2件については、不良状態を令和6年10月に改修が完了していることを確認した。	工事を行った。また、市場は、関連事業者に改修の指導を行ったもの、前使用者が消防設備等を改修したことの事実関係を確認できず、原団者であることは特定できなかった。また、総務局へ報告すると、関連事業者の内装等により不良となる場合が多い。そこで、関連事業者が内装等により不良となる場合が多い。	工事を行った。また、市場は、関連事業者に改修の指導を行ったもの、前使用者が消防設備等を改修したことの事実関係を確認できず、原団者であることは特定できなかった。また、総務局へ報告すると、関連事業者の内装等により不良となる場合が多い。そこで、関連事業者が内装等により不良となる場合が多い。
8	大田市場は、毎年度、消防法に基づき消防設備点検を行い、不良箇所については別途補修工事により改修している。また、市場は関連事業者に対し、関連機械を内装等がない機体だけの状態で使用可し、事業に必要な内装等は関連事業者が整備している。	大田市場は、対象となるスクーラー設備4件のうち2件については、不良状態を早急に改修するため、場が令和6年3月に改修を行った。残る2件については、不良状態を令和6年10月に改修が完了していることを確認した。	工事を行った。また、市場は、関連事業者に改修の指導を行ったもの、前使用者が消防設備等を改修したことの事実関係を確認できず、原団者であることは特定できなかった。また、総務局へ報告すると、関連事業者の内装等により不良となる場合が多い。そこで、関連事業者が内装等により不良となる場合が多い。	工事を行った。また、市場は、関連事業者に改修の指導を行ったもの、前使用者が消防設備等を改修したことの事実関係を確認できず、原団者であることは特定できなかった。また、総務局へ報告すると、関連事業者の内装等により不良となる場合が多い。そこで、関連事業者が内装等により不良となる場合が多い。

対象局 (団体) 番号	事項 監査結果の要約	講じた措置の概要
10 交通局	<p>局は、老朽化した浅草線のトンネルの長寿命化について、平成2・3年度から令和1・2年度までにかけて、工務課及び馬込保険管理所が、各箇所の長寿命化工事を実施している。</p> <p>浅草線は、トンネル上部に、電線路設である碍子(がいし)、架線、支持物等の支障物が設置されていることから、長寿命化工事を実施するためには、電路施設を所管する車両電気部・浅草電気管管理所が、あらかじめ支障物を移設する必要がある。</p> <p>電気管理所は、保線管理所から通知に基づき、1・1件の支障物の移設工事を実施している。これについて確認したところ、建設工務部及び保険管理所とともに、工事を二度にわたって起工した。</p> <p>そこで部は、事業者への聞き取りを行った上で、再々起工に向けた保線管理所と工程調整を行うところ、建設工務部は、支障物の移設工事を前年度から認識していた。その後、支障物の移設工事をついて、令和7年9月10日に起工を決定し、同年10月28日に契約の落札者が決定し、契約を締結した。【2-イ】</p>	<p>誤りの発生原因は、工事の工程の計画で取り組むことし、建設工務課及び馬込保険管理所が、的に入工を発注することができないかったことによる。</p> <p>車両電気部は、令和6年6月19日に開催した部が総括する電力関係部への連絡会による支障処理を計画的に実施するよう注意喚起した。</p> <p>また、部は、令和6年度の支障処理を一括で契約するため単価請負工事を二度にわたって起工したが、いずれも不調に終わった。【2-エ】</p> <p>そこで部は、事業者への聞き取りを行った上で、再々起工に向けた保線管理所と工程調整を行うところ、建設工務部は、支障物の移設工事をついて、令和7年9月10日に起工を決定し、同年10月28日に契約の落札者が決定し、契約を締結した。【2-イ】</p>

対象局 (団体) 番号	事項 監査結果の要約	講じた措置の概要
11 教育庁	<p>（災害用備蓄品について）非常災害時に備蓄機器を確実に使用でき、機器の燃料の点検及び燃料の更新等を行なうべきもの</p> <p>工事は、令和5年度の案件である2,500万円以下の中止となり、発注する合理的な理由が認められない。</p> <p>電気管理所は、複数の案件をまとめて入札ににより実施することが可能だった。</p> <p>しかししながら、支障物の移設工事は、全ての案件が事業所長と契約の上限金額である2,500万円以下の中止となっており、発注する合理的な理由が認められない。</p> <p>電気管理所は、トンネル長寿命化工事に伴う支障物の移設工事に係る契約を、計画的かつ効率的に行なうべきもの</p>	<p>都立学校教育部は、非常災害時に特別支援学校の医療的ケアが必要な児童、生徒が医療機器を使用継続できるよう、非常用ポータブル発電機を配備している。また、都立学校教育部は、ろ水器及びその燃料となるガソリンを備蓄している。</p> <p>そこで備蓄機器等の状況を確認したところ、令和6年9月10日付通知文により、非常用ポータブル発電機について定期点検が行われていない。また、都立学校教育部は、ろ水器の使用手順、習熟訓練の実施及び燃料として備蓄しているガソリンの保管・更新方法について、令和6年9月10日付通知文により、各学校宛てに通知した。【1-エ】</p> <p>また、都立学校教育部は、ろ水器の使用手順、習熟訓練の実施及び燃料として備蓄しているガソリンの保管・更新方法について、令和6年9月10日付通知文により、各学校宛てに通知した。【1-エ】</p> <p>さらに、令和7年7月8日付通知文により、災害対策機器の習熟訓練の実施状況やガソリンの更新状況について調査を行った。その後、各学校が備蓄機器を確実に使用できるよう、毎年の都立学校への周知を行った。今後は、非常災害時に学校が備蓄機器を確実に使用できるよう、毎年の都立学校への周知を徹底する。【2-エ】</p> <p>部は、非常災害時に学校が備蓄機器を確実に使用できるよう、毎年の都立学校への周知を行なうよう適切に指導を行なうとともに、各学校に指導を行なっておらず、ガソリンの適切な更新を確認できない。</p> <p>という事例が認められた。</p> <p>部は、非常災害時に学校が備蓄機器を確実に使用できるよう、毎年の都立学校への周知を行なうよう適切に指導を行なうとともに、各学校に指導を行なっておらず、ガソリンの適切な更新を確認できない。</p> <p>部は、非常災害時に学校が備蓄機器を確実に使用できるよう、毎年の都立学校への周知を行なうよう適切に指導を行なうとともに、各学校に指導を行なっておらず、ガソリンの適切な更新を確認できない。</p>